

世田谷区立駒沢中学校 同窓会会則

第1章 総 則

第1条 本会は世田谷区立駒沢中学校同窓会といい、若竹会と称する。  
第2条 本会は会員相互の親睦をはかるとともに、母校の発展を助けることを目的とする。  
第3条 本会はその目的を達成するために、次の諸事業を行う。

- 1 総会、親睦会、その他の集会
- 2 会報、同窓会名簿の発行
- 3 その他、目的達成に必要な事業

第4条 本会は次の会員を以て組織する。

- 1 普通会員 駒沢中学校卒業生  
他に同校に在学していた者で入会を希望した者
- 2 特別会員 駒沢中学校教職員及び教職員であった者
- 3 賛助会員 この会に功労があった者で、幹事会が推薦した者

第5条 本会の事務局は駒沢中学校内に置く。(世田谷区駒沢 2-39-25)

第2章 役 員

第6条 本会には次の役員を置く。

- 1 名誉会長 (1名)
- 2 会長 (1名)
- 3 副会長 (2名)
- 4 会計 (2名)
- 5 書記 (2名)
- 6 理事 (各期2名)

第7条 名誉会長には駒沢中学校長を推す。

会長は理事会が推薦し、総会の承認を得るものとする。

幹事は各年度のクラスより2名選出する。

理事は各年度の幹事の互選により選出する。

名誉会長を除いた役員の任期は1ヵ年とし、再選はさまたげない。

ただし、任期満了後も後継者の決定をみるまではその任務を行うものとする。

第8条 会長は会務を総括し、本会を代表する。

第3章 会 議

第9条 総会(定期)は原則として毎年春季にこれを開き、臨時総会は必要の際、会長招集の下にこれを開く。

第10条 定期総会においては次の事項を行わなければならない。

- 1 前年度収支決算の報告及び承認
- 2 前年度事業概況の報告
- 3 新年度予算及び事業計画の報告及び承認

第11条 理事会は必要に応じて会長が招集する。理事会は予算の立案及び事業の重要事項を決定し、また会長に連絡する。

第12条 本会の会議の議事は資格をもった出席者の過半数の賛成によって決定する。

第13条 会員が同窓会の名を使用して集会その他の事業を行う際は、理事会の承認を得なければならない。

第4章 会 計

第14条 本会の経費は会員の会費並びに事業収益、寄付金をもってこれにあてる。

第15条 会員は入会の際、2,000円を納入する。

第16条 総会の開催に必要な経費はその都度これを徴収することができる。

第17条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 附 則

第18条 本会則の変更は総会の決議によって行う。

第19条 本会則は昭和47年度定期総会において改正承認され、昭和47年5月14日より発行する。

第20条 本会則は平成7年度定期総会において改正承認され、平成7年4月1日より発行する。